

集中的支援の実施申請に係る意見書

大阪府福祉部障がい福祉室長 殿

(支給決定機関)
市区町村長

大阪府強度行動障がい集中的支援実施要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり集中的支援の実施申請があったので、同要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出します。

記

対象者		氏 名 :
		住 所 :
要件 の 確認 状況	① 行動関連項目	点
	確認項目	対象となる障がい者は行動関連 10 点以上であること 障がい児にあっては、強度行動障がい判定表 20 点以上 である児 (いずれも支援区分は問わない)
	② 相談支援との 連携	<input type="checkbox"/> 計画相談支援・障害児相談支援を利用していない ※計画相談支援・障害児相談支援を利用している場合 <input type="checkbox"/> サービス担当者会議で申請が検討され十分な連携 が図られている
	確認項目	利用している場合集中的支援の申請を検討したサービ ス担当者会議の議事録の写しが添付されている。
	③ ④ チーム体制 と事業所の協 力体制 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 複数人で編成するチーム体制が構築されている <input type="checkbox"/> 支援を受けるチームに係わらない職員や事業所 管理者、法人責任者が、助言援助等を受けることに つき理解し、協力が得られる
確認項目	チーム体制の構築及び助言指導を受けることに同意さ れている。	
備 考		

* 併せて、集中的支援の実施申請書 (様式 1) の写し、支援対象者の受給者証の写し、集中的支援に係る同意書 (様式 2)、対象者のアセスメントシート (様式 1-1) 対象者のサービス等利用計画の写し、集中的支援の申請を検討したサービス担当者会議の議事録の写し (相談支援を利用している場合) 対象者のサービス等利用計画の写しを添付してください。

<要件>

- ① 対象となる障がい者にあつては行動関連 10 点以上であり、障がい児にあつては、強度行動障がい判定表 20 点以上である児（いずれも支援区分は問わない）
- ② 計画相談支援を利用している場合には、サービス担当者会議で検討するなど、担当する相談支援専門員等と申請事業所が十分な連携を図っていること
- ③ 広域的支援人材の支援に対応するため、申請事業所内に複数人で編成するチーム体制を構築すること
- ④ 申請事業所が支援を受けるチームに係わらない職員や事業所管理者、法人責任者が、助言援助等を受けることにつき理解し、協力すること

<要件の確認に係る留意事項>

- ① 当該評点については、申請時において、対象児者について支給決定機関（入所児童においては所管の児童相談所。以下、同じ。）が実施した直近の調査（障がい支援区分の認定調査等）の結果に基づくものとする。
ただし、申請時において、調査が実施されていない場合又は、直近の調査の結果では対象外となるものの、その後状態が変化していると認められる場合は、改めて支給決定機関が調査した結果に基づくものとする。
なお、当該調査は、障がい児については「強度行動障害判定表」（平成 24 年厚生労働省告示第 270 号・第 14 号）、障がい者については「障害支援区分認定調査の行動関連 12 項目」（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号・第 1 号の 2）によるものとする。
- ② 担当相談支援専門員にも確認の上、記載すること